### 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年10月28日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社博報堂DYホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(6441)6247

【事務連絡者氏名】 執行役員 平 田 智

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社博報堂DYホールディングス

(東京都港区赤坂五丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社博報堂DYホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社デジタルホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも 計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社・関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社の対して米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。 本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書 類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。 既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式又は新株予約権を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)により米国においても英文で開示が行われます。

#### 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2025年10月28日、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年11月12日まで延長し、合計40営業日とする旨を決定したこと、対象者が、2025年10月28日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて決議したこと、及び、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了し、特別関係者の所有する対象者の株券等の数について公開買付届出書に記載した内容から変更すべき点は無かったことに伴い、2025年9月12日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであり、また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
  - 3 買付け等の目的
    - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得 対象者における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置 等

- (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)
- 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
  - (1) 買付け等の期間

届出当初の期間

- 5 買付け等を行った後における株券等所有割合
- 8 買付け等に要する資金
  - (1) 買付け等に要する資金等
- 10 決済の方法
  - (2) 決済の開始日
- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
  - 1 株券等の所有状況
    - (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- 第5 対象者の状況
  - 6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

## 第1【公開買付要項】

### 3 【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

#### <前略>

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年9月11日、本公開買付価格を1,970円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

#### (訂正後)

#### <前略>

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年9月11日、本公開買付価格を1,970円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

公開買付者は、2025年9月12日から本公開買付けを開始しておりますが、2025年10月28日、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年11月12日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由 (訂正前)

### <前略>

これらを踏まえ、対象者は、2025年9月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を 表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご 判断に委ねることを決議したとのことです。 (訂正後)

#### <前略>

これらを踏まえ、対象者は、2025年9月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年9月22日付で、SilverCape Investments Limited(以下「SilverCape」といいま す。)から、SilverCape又はSilverCapeの関連会社が直接・間接に出資する株式会社が、( )対象者の株式 3,927,700株(対象者発行済株式総数の22%に相当)を下限として、1株当たり2,380円の公開買付価格で、対象 者の発行済普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開買付けを実施することに関する提案(以下「本対抗 提案」といいます。)、並びに( )当該公開買付け、その後の潜在的なスクイーズアウト及び対象者の非公開化 の具体的な検討を進めることを目的とした、対象者及び対象者の主要グループ会社の事業に関する調査 (デュー・ディリジェンス)の実施の要求をその主な内容とする「提案書」を受領したとのことです。対象者及 び本特別委員会は、本対抗提案が、経済産業省が公表した2023年8月31日付「企業買収における行動指針 企 業価値の向上と株主利益の確保に向けて」(以下「企業買収行動指針」といいます。)3.1.2に定める「真摯な 提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の 助言を受け、SilverCapeとの間で、書面による質問及び回答のやり取りや、Webミーティングでの質疑応答を 行って、慎重に検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025年10月16日、本特別委員会に対して、 ( )本対抗提案が企業買収行動指針3.1.2に定める「真摯な買収提案」に該当するか、( )本対抗提案が「真摯 な買収提案」に該当するか否かその他の事情を踏まえて、対象者取締役会が、SilverCapeに対してデュー・ ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、付与すべき場合、どの程度の機会を付与すべきか、( )本対抗 提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場合、対象者取締役会が、本対抗提案に対し、どのような意 見を表明すべきか、並びに( )本対抗提案を踏まえて、本特別委員会から2025年9月10日に対象者取締役会に 提出された本答申書において表明された本取引に係る答申の内容について変更があるかのそれぞれの是非(以 下、これらを総称して「本追加諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申を対象者 に提出することを嘱託したとのことです。同時に、本特別委員会に対して、( )本追加諮問事項の検討に必要 な情報収集を行う権限、( )対象者の費用負担において特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及 びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限(対象者が選任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任する ことも可能)、( )SilverCapeその他対象者に提案をする第三者との交渉権限、並びに( )その他本追加諮問事 項の検討に必要となる事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。

その後、対象者による検討が完了する前に、SilverCapeが、2025年10月20日、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本対抗公開買付け」といいます。)を開始する旨を公表したとのことです。これを受け、対象者は、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの公表を受け、本特別委員会は、2025年10月22日に改めて特別委員会を開催し、本特別委員会の委員、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのみずほ証券、並びにリーガル・アドバイザーとしての長島・大野・常松法律事務所について、SilverCapeの関連当事者には該当せず、本取引及び本対抗提案の成否について重要な利害関係を有しておらず、独立性に問題ないことを確認した上で、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、本追加諮問事項について慎重に検討を行ったとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会から、当該検討結果として、2025年10月28日付「追加答申書」(以下「本追 加答申書」といいます。)の提出を受け、( )2025年10月20日付で、本対抗公開買付けが2025年11月下旬を目処 に開始される旨が既に公表されているため、本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かについての検 討は省略する旨、( )SilverCapeが2025年10月20日付で公表した「株式会社デジタルホールディングス(証券 コード:2389)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」によれば、対象者及び対象者の主要 グループ会社の事業に関する調査(デュー・ディリジェンス)の実施は、本対抗公開買付けの前提条件にされて いないため、対象者取締役会が、SilverCapeに対してデュー・ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、 付与すべき場合、どの程度の機会を付与すべきかについての検討は省略する旨、( )本対抗公開買付けに係る 提案については、引き続き慎重に検討していくべきである旨、並びに()2025年9月10日付「答申書」におい て、本特別委員会は、 本取引の目的は相当であり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められるこ と、 本取引の条件(本取引の買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等を含みます。)については、 公正性を欠くものではないが、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に 推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して 本公開買付けへの応募を推奨すべきとまではいえないこと、 本取引の手続(取引条件の公正さを担保するため の手続が十分に講じられているかどうかを含みます。)には公正性が認められること、 ~ を踏まえ、本取 引が対象者の少数株主にとって不利益でないと認められることから、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同 の意見を表明することは相当と認められるものの、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株 予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当である旨の答申を表明しているところ、(a)本対抗公開 買付けの開始予定を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認 められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えら れる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(b)本対抗公開買付けに係る公開買付価格(1株あたり 2,380円)が、本公開買付けにおける本公開買付価格(1株あたり1,970円)を上回っていることに鑑みても、本公 開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当 であるである旨の本特別委員会の答申に変更はない旨の答申を得たとのことです。

対象者は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年10月28日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役(監査等委員である者を含みます。)全員の一致(鉢嶺登氏、野内敦氏を除く対象者の取締役8名の全員一致)により、決議したとのことです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

# (訂正前)

( )判断内容

### <前略>

. 対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予 約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、対象者の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

#### (訂正後)

#### ( )本諮問事項についての判断内容

#### <前略>

. 対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予 約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、対象者の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

#### ( )本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容

その後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買 付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のと おり、対象者は、SilverCapeより本対抗提案を受領したことを受け、本対抗提案が「真摯な提案」に該当する か判断するために必要な情報を収集すべく、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、 SilverCapeとの間で、書面による質問及び回答のやり取りや、Webミーティングでの質疑応答を行って、慎重に 検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025年10月16日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項 について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを嘱託したとのことです。同時に、本特 別委員会に対して、( )本追加諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、( )対象者の費用負担において 特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限(対象者が選 任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任することも可能)、( )SilverCapeその他対象者に提案をする 第三者との交渉権限、並びに( )その他本追加諮問事項の検討に必要となる事項に関する権限を付与すること を決議したとのことです。その後、対象者による検討が完了する前に、SilverCapeが、2025年10月20日、本対 抗公開買付けを開始する旨を公表したとのことです。本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの開始を受 け、本特別委員会は、2025年10月22日に改めて特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を 行ったとのことです。本特別委員会の当該検討過程は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背 景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに 至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりとのことです。本特別委員会は、本追加諮問事項について慎 重に協議及び検討を重ねた結果、2025年10月28日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答 申書を提出しているとのことです。本追加答申書の内容は、大要、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定する に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに 賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりとのことです。

対象者における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認 (訂正前)

#### <前略>

なお、対象者の取締役ファウンダーである鉢嶺登氏及び代表取締役会長である野内敦氏については、鉢嶺登氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内敦氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の対象者取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者は、公開買付者から、2025年6月10日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、栁澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の対象者取締役会を欠席したとのことですが、同氏は本特別委員会全17回に出席して議論に参加しており、かつ、同氏からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しているとのことです。

### (訂正後)

#### <前略>

なお、対象者の取締役ファウンダーである鉢嶺登氏及び代表取締役会長である野内敦氏については、鉢嶺登氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内敦氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の対象者取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者は、公開買付者から、2025年6月10日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、栁澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の対象者取締役会を欠席したとのことですが、同氏は本特別委員会全17回に出席して議論に参加しており、かつ、同氏からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しているとのことです。

その後、対象者は、本対抗公開買付けの開始予定が公表されたことを受けて、2025年10月28日付対象者取締役会において、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本追加答申書の答申を踏まえ、2025年10月28日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役(監査等委員である者を含みます。)全員の一致(鉢嶺登氏、野内敦氏を除く対象者の取締役8名の全員一致)により、決議したとのことです。

EDINET提出書類 株式会社博報堂 D Y ホールディングス(E05410) 訂正公開買付届出書

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等 (訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

#### (訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しておりましたが、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月28日、公開買付期間を2025年11月12日まで延長し、合計40営業日に変更しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

## (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本株式併合

#### (訂正前)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者、本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の10分の9に至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を本公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本書提出日現在、2025年12月上旬の開催を予定しております。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

#### (訂正後)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者、本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の10分の9に至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を本公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本書提出日現在、2025年12月下旬の開催を予定しております。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

#### (1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月12日(金曜日)から2025年10月28日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年 9 月12日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

### (訂正後)

買付け等の期間	2025年9月12日(金曜日)から2025年11月12日(水曜日)まで(40営業日)
公告日	2025年 9 月12日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

### 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	137,549
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	12,160
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(d)	-
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年 6 月30日現在)(個)(j)	174,460
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	73.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	73.65

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,754,907株)に係る 議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

<後略>

### (訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	137,549
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	12,160
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(d)	-
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年 6 月30日現在)(個)(j)	174,460
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	73.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	73.65

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,754,907株)に係る 議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

<後略>

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

(	
買付代金(円)(a)	27,097,166,790
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	120,000,000
その他(円)(c)	14,500,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	27,231,666,790

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	27,097,166,790
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	120,000,000
その他(円)(c)	16,500,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	27,233,666,790

<後略>

## 10 【決済の方法】

## (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年11月5日(水曜日)

(訂正後)

2025年11月19日(水曜日)

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

### 1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

該当事項はありません。公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

該当事項はありません。

### 第5 【対象者の状況】

#### 6 【その他】

(訂正前)

<前略>

(2) 「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」の公表

対象者は、2025年9月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、連結子会社であるバンカブルを解散及び清算を実施する方針を決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年9月11日付で公表した「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

(2) 「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」の公表

対象者は、2025年9月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、連結子会社であるバンカブルを解散及び清算を実施する方針を決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年9月11日付で公表した「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」をご参照ください。

(3) 「SilverCape Investments Limitedからの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、当社株主が少数株 主として取り残されるリスク(強圧性)を回避するための真摯な協議を目的とする、当社対応方針(買収への対応方針)の導入に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年10月28日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号)を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、本公開買付けへの対応方針を導入することを決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年10月28日付で公表した「SilverCape Investments Limitedからの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、当社株主が少数株主として取り残されるリスク(強圧性)を回避するための真摯な協議を目的とする、当社対応方針(買収への対応方針)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年10月28日開催の対象者取締役会において、2025年11月13日から3ヶ月以内に開催する可能性の ある臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年10 月28日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年10月28日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年9月12日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。